

全建事発第 063 号
令和 6 年 9 月 3 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅 則
〔公 印 省 略〕

「価格交渉促進月間」の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、毎年 9 月と 3 月を「価格交渉促進月間」と位置づけ、中小企業の価格転嫁・取引適正化に向けた取組を進めるとともに、「価格交渉促進月間」終了後には、受注側中小企業の皆様を対象に、実際に価格交渉・価格転嫁ができたかについてのアンケート調査等を実施し、その結果を公表しています。

また、昨年 11 月には、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しました。この指針は、特に価格転嫁が難しいとされる、労務費の適切な価格転嫁について、発注企業、受注企業双方が採るべき行動を示すなど、指針の活用促進を図りながら、一層の価格交渉・価格転嫁を行いやすい環境の整備に取り組むためのものです。

なお、本会では、上記指針を踏まえ、今年 4 月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画」を決定しています。

つきましては、9 月の「価格交渉促進月間」を迎えるにあたり、貴会会員企業の皆さまに対し、別添要請文について周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

別紙 経済産業省要請文

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp